

第16号議案

ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立スポーツセンター条例（平成29年ふじみ野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表1の表総合体育館の項を次のように改める。

総合体育館	アリーナ（全面の6分の1）	800	800	800	800
	多目的室	1,300	1,300	1,300	1,300
	柔剣道場	1,300	1,300	1,300	1,300
	会議室（1室）	500	500	500	500

別表4の表総合体育館の項を次のように改める。

総合体育館	シャワー	1台	5分	100
	2階ギャラリー空調	1式	1時間	1,500

別表4の表備考を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例による改正後の別表の規程による総合体育館の利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和8年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立スポーツセンターの総合体育館に空調設備を設置することに伴い、使用料を変更するため、ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。